平成２９年（再イ）第２５号

埼玉県富士見市針ケ谷１丁目24番地９　ルソール204

再生債務者　岩崎　敏明

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月12日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月20日まで

平成29年６月19日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４号

兵庫県西宮市上大市５丁目10番４号

再生債務者　井上　晴彦

1　決議に付する再生計画案　平成29年５月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月10日まで

平成29年６月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第２４号

兵庫県尼崎市西本町北通５丁目169番地の１

再生債務者　足立　梗介

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月10日まで

平成29年６月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第２号

鹿児島県薩摩川内市宮内町1814番地２

再生債務者　上三垣利幸

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月18日まで

平成29年６月20日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第１２９号

東京都昭島市拝島町４丁目14番38号

再生債務者　佐藤　　浩

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年６月20日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第９号

北海道江別市東野幌本町35番地の１　サーム野幌弐番館508号室

再生債務者　冨部　雅雪

1　決定年月日時　平成29年６月20日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月11日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月25日から平成29年８月１日まで

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１０００５号

東京都北区東十条１―18―２―906

再生債務者　藤巻　洋介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月３日まで

平成29年６月16日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号

相模原市緑区原宿２丁目１番10―４号

再生債務者　小川　和紀

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月11日まで

平成29年６月20日

横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

堺市北区北長尾町２丁３番22号　フローラハイツ302号

再生債務者　有元　雄介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲はＭｏｎｔｈｌｙ〝クス」及びミクスＯｎｌｉｎｅのウェブサイトを通じ製薬業界のニュースを日本国内で配信する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十四日

掲載頁　八十六頁（号外第八十一号）

平成二十九年六月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

（甲）株式会社ミクス

代表取締役　由良　彗多

東京都港区東麻布一丁目九番一五号

（乙）エルゼビア・ジャパン株式会社

代表取締役　布川　治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＢＡＣ（乙、住所愛知県一宮市千秋町町屋字宮浦六番地）の工事事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　東海愛知新聞

掲載の日付　平成二十九年五月十八日

掲載頁　二二頁

平成二十九年六月二十八日

愛知県一宮市千秋町町屋字宮浦六番地

株式会社千秋アルミ

代表取締役　戸田　　忍

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲はＭｏｎｔｈｌｙ〝クス」及びミクスＯｎｌｉｎｅのウェブサイトを通じ製薬業界のニュースを日本国内で配信する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十四日

掲載頁　八十六頁（号外第八十一号）

平成二十九年六月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

（甲）株式会社ミクス

代表取締役　由良　彗多

東京都港区東麻布一丁目九番一五号

（乙）エルゼビア・ジャパン株式会社

代表取締役　布川　治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＢＡＣ（乙、住所愛知県一宮市千秋町町屋字宮浦六番地）の工事事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　東海愛知新聞

掲載の日付　平成二十九年五月十八日

掲載頁　二二頁

平成二十九年六月二十八日

愛知県一宮市千秋町町屋字宮浦六番地

株式会社千秋アルミ

代表取締役　戸田　　忍

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はＭｏｎｔｈｌｙ〝クス」及びミクスＯｎｌｉｎｅのウェブサイトを通じ製薬業界のニュースを日本国内で配信する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十四日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇八号）

平成二十九年六月二十八日

三重県四日市市西浦一丁目七番二六号

（甲）株式会社キタオカ

代表取締役　北岡　太輔

三重県四日市市諏訪栄町一四番八号

（乙）株式会社キタオカ

代表取締役　北岡　泰爾

吸収分割公告

当社（以下「甲」といいます。なお、平成三十年四月一日付で、伊予鉄道株式会社に商号変更をすることを予定しております。）は、吸収分割により伊予鉄道株式会社（以下「乙」といいます。住所は、愛媛県松山市湊町四丁目四番地一。なお、平成三十年四月一日付で、株式会社伊予鉄グループに商号変更をすることを予定しております。）に松山の鉄軌道事業及び指定管理業務（松山城天守閣・二之丸史跡庭園・城山公園堀之内地区・松山城山公園萩原遺構施設・城山公園堀之内地区）に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年六月二十八日

愛媛県松山市湊町四丁目四番地一

伊予鉄道分割準備株式会社

代表取締役社長　清水　一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はＭｏｎｔｈｌｙ〝クス」及びミクスＯｎｌｉｎｅのウェブサイトを通じ製薬業界のニュースを日本国内で配信する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十四日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇八号）

平成二十九年六月二十八日

三重県四日市市西浦一丁目七番二六号

（甲）株式会社キタオカ

代表取締役　北岡　太輔

三重県四日市市諏訪栄町一四番八号

（乙）株式会社キタオカ

代表取締役　北岡　泰爾

吸収分割公告

当社（以下「甲」といいます。なお、平成三十年四月一日付で、伊予鉄道株式会社に商号変更をすることを予定しております。）は、吸収分割により伊予鉄道株式会社（以下「乙」といいます。住所は、愛媛県松山市湊町四丁目四番地一。なお、平成三十年四月一日付で、株式会社伊予鉄グループに商号変更をすることを予定しております。）に松山の鉄軌道事業及び指定管理業務（松山城天守閣・二之丸史跡庭園・城山公園堀之内地区・松山城山公園萩原遺構施設・城山公園堀之内地区）に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年六月二十八日

愛媛県松山市湊町四丁目四番地一

伊予鉄道分割準備株式会社

代表取締役社長　清水　一郎